

【アクション1】

◆◆勤務時間内◆◆

来所者及び事業実施参加者の
安全確保・避難誘導！

- 事業中断の判断を行う（各課ごと、事業ごと）
- スタッフで役割分担し、次の対応を素早く行う。



《住民への対応》

- 負傷者の確認をする。負傷者がいれば救急対応を行う。
- 落ち着いてもらうよう声掛けをする。
（「ただ今〇〇へ状況を確認中です。状況が分かり次第皆様にお伝えします。」など）
- 建物の被災状況を確認しながら、安全な場所へ誘導する。

《所属課等への連絡、住民への情報提供》

- 所属課へ連絡し現状を報告する。
- 所属課等から情報を得る。安全な場所の確認を行う。
- スタッフ及び住民へ情報提供を行う。
- 来所者等の安全確保ができたなら、その場に留まるか、事務所へ参集するかスタッフ間で判断し、所属課へ報告する。

（状況、全員残るか、半数残るか、全員事務所へ参集するか）

次→P3 アクション2：時間内

【アクション2：時間外】

◇◇勤務時間外◇◇

保健師の安否確認と参集可否の確認！

- 自分自身の身の安全を確保する。
- 家族の安全の確認を行う。
- 自宅及び周囲の被害状況の確認を行う。

《本庁》

- 保健師のグループラインで自分の安否状況等を発信する。

【発信内容】

- ① 身体は大丈夫か
- ② 出勤できるかどうか
- ③ どこへ、いつ、出勤できるか

- 各課の職位上位の保健師からの連絡指示を受け、出勤可能な職員は出勤可能な場所または指示された部署へ出勤する。
- スタッフから連絡がない場合は、上司から安否確認を行う。

《支所：保健活動班が立ち上がっていない場合》

- 支所保健師は、主管課上司に安否状況等を連絡する。
- 保健師のグループラインで自分の安否状況等を発信する。

【発信内容】

- ④ 身体は大丈夫か
- ⑤ 出勤できるかどうか
- ⑥ どこへ、いつ、出勤できるか

- 出勤可能な場所へ出勤する。

【アクション2：時間内】

◆◆勤務時間内◆◆

保健師の安否確認と参集可否の確認！

《本庁・支所》

- 事務所内スタッフの安全確認を行う（声かけ確認）
- 事業担当者及び庁外出張者の安否確認を行う。



- 事業担当者及び庁外出張者は各課グループラインまたは電話で安否状況と周辺の被害状況等を発信する。
- 担当者等から連絡がない場合は、上司から電話で安否確認を行う。

＜事業中の場合＞

- 事業担当者は、対象者を安全な場所へ誘導する。
- 必要時はそのまま残り医療救護等に当たる。
- その場に留まるか、事務所へ参集するかスタッフ間で判断し、所属課へ報告する。

（状況、全員残るか、半数残るか、全員事務所へ参集するか）

＜庁外出張の場合＞

- 庁外出張者は、安全を確保しながら帰庁する。帰庁できなければ一番近い市町の施設（避難所）へ行く。

【アクション3】

保健師の参集と保健活動班の立ち上げ！

□保健師参集状況を医療保健課長へ報告する。

(医療保健課長から健康福祉部長へ報告)

医療保健課長 () TEL :

医療保健課 TEL: 082-420-0936 (内線: 3074)

□保健活動班の立ち上げの判断・指示の確認。(8～12時間以内に)

□職員全員への状況説明及び保健活動班の立ち上げの周知を

LINEで行う。(災害モードへの切り替え)

□班編成を行い、役割分担と役割分担表を作成する。

(掲示できるように)

《勤務時間内》

□保健活動班の編成を行い、班を立ち上げる。

□事業継続計画（BCP）の確認

《勤務時間外》

□参集場所は、本庁は医療保健課へ。支所は、各支所へ。

□参集保健師が1人であっても、必要物品の準備等できるところから行う。(資料P12)

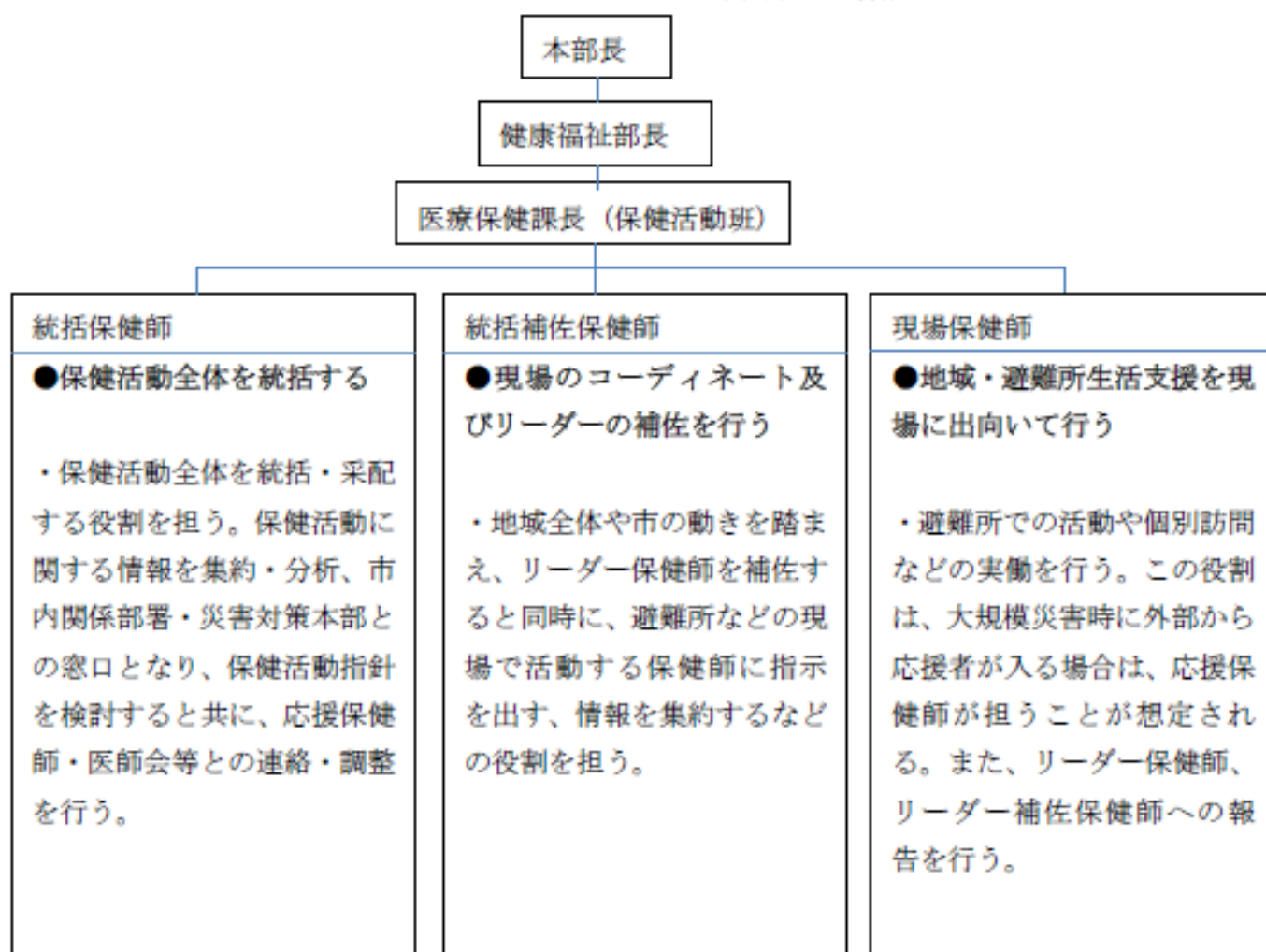
□保健師が3人集まれば情報共有を行い、保健活動班を立ち上げる。

【アクション4】

災害対策本部、保健所への報告！

- 保健活動班の立ち上げについて広島県西部東保健所に連絡し、
参集人数と参集者を報告する。
- 保健活動班の立ち上げについて、健康福祉部長（医療保健課長）
を通じて本部に報告する。

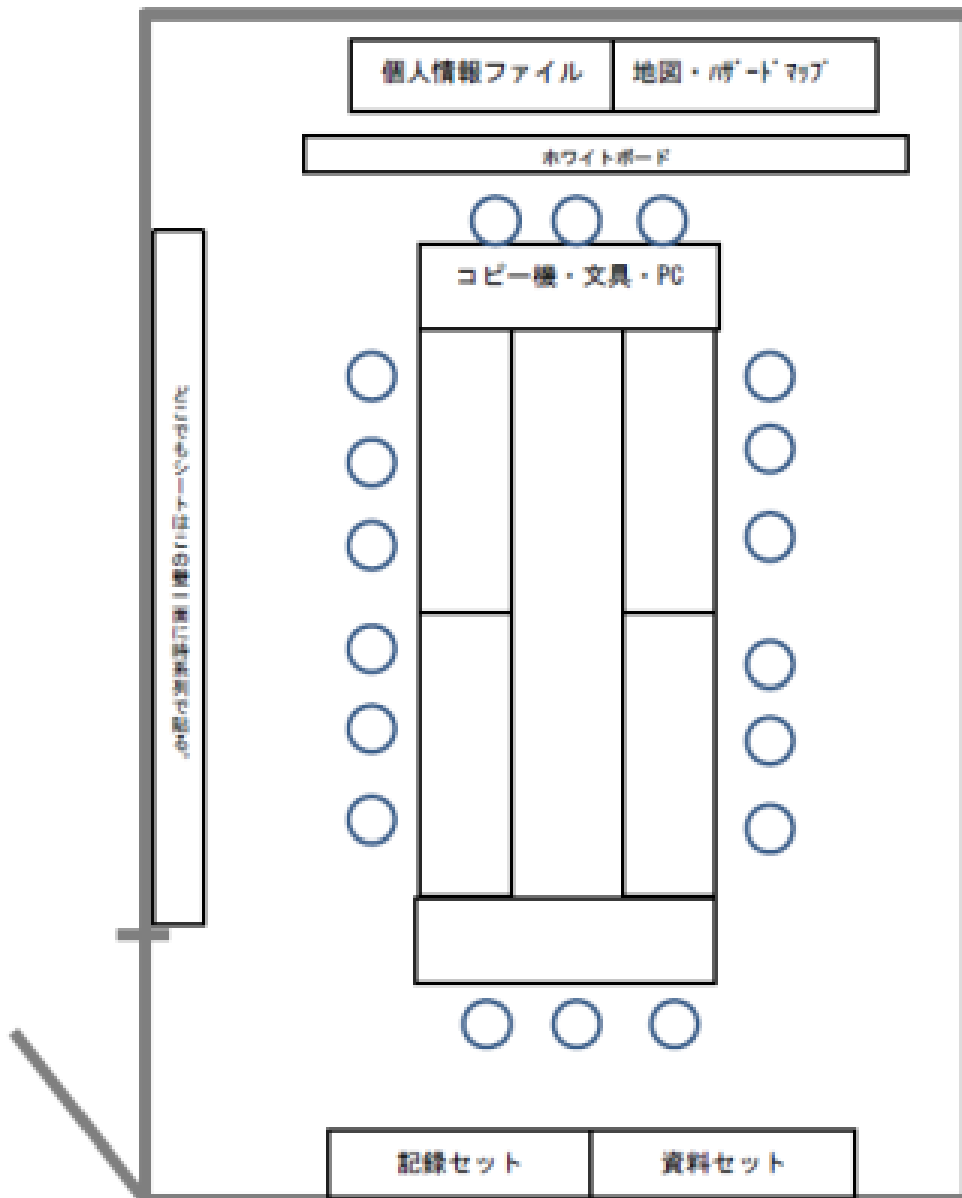
(本部：3階)



【アクション5】

保健活動班の部屋の準備！

- 管財課へ班の立ち上げを報告後、部屋の確保の申し出を行い部屋を確保する。
- 会場のレイアウト図に沿って、部屋を準備する。(資料P13)
- 必要物品を準備する。(資料P12・P14)



【アクション6】

被災状況を確認して！ ～わかる範囲でわかるところから～

□情報収集先：危機管理課・防災情報システム・参集した保健師・

テレビ・SNS

□統括補佐及び現場保健師は、災害現場を実際に見て回り、被災状況を把握する。

□把握すべき内容は、資料P15を参照する。

【参考】情報媒体一覧表

伝達手段	発信内容	備考
市防災メール	気象警報、注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報	メール通知、事前登録が必要、6ヶ国語対応
緊急告知ラジオ	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報	電源自動立ち上げ自動的に最大音量で放送
FM東広島	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報、被災情報、支援情報など	FMラジオ89.7MHzで放送
緊急速報メール	避難情報（対象地区が市内全域の場合に限る）	事前登録不要（対象はDocomo、au、SoftBankの携帯・スマホ、一部機種を除く）
市ホームページ	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報、被災情報、支援情報など	インターネットで閲覧
NHKデータ放送など（Lアラートによる報道機関への情報伝達）	気象情報、避難情報、避難所開設情報など（報道機関の取り扱いによる）	NHKデータ放送を閲覧
カモンケーブルテレビ	避難情報、避難所開設情報など	
市フェイスブック	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報など	スマートフォン等で事前登録が必要
広報車	注意喚起情報、避難情報など	

【アクション7】

避難所の設置状況を確認して！

□避難所設置か所の情報を本部又は防災システムで確認する。

□避難所を巡回するための、必要物品を準備する。

必要物品はマニュアルP12を参照する。

□全ての避難所を巡回し、各避難所の現状を確認する。

現状確認内容は、資料P16を参照する。

【アクション8】

避難行動要支援者・要配慮者の
安否を確認して！

※避難行動要支援者の名簿を事前に、地域共生推進課からデータと紙でもらっておく。

- 避難行動要支援者の安否確認を電話により行う。
- 被災地域のローラー訪問等により、要配慮者の把握を行う。